

**令和4年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる  
社会保障施策に要する経費**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 3,423,000 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 66,107,925 千円

(単位:千円)

	事業名	経費	財源内訳			
			国府支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	障がい者福祉事業	10,761,808	7,508,742		4,987	3,248,079
	高齢者福祉事業	894,820	479,149		13,274	402,397
	児童福祉事業	22,675,059	12,701,071	453,500	608,750	8,911,738
	生活保護事業	14,089,832	10,472,144		82,500	3,535,188
	その他社会福祉事業	695,240	198,748		53,044	443,448
	小計	49,116,759	31,359,854	453,500	762,555	16,540,850
社会保険	国民健康保険事業	3,130,783	1,544,537			1,586,246
	介護保険事業	4,303,626	335,708			3,967,918
	後期高齢者医療事業	4,116,175	729,304			3,386,871
	小計	11,550,584	2,609,549	0	0	8,941,035
保健衛生	予防事業	2,676,026	1,666,644		4,133	1,005,249
	市民保健事業	413,539	48,424		25,696	339,419
	母子保健事業	479,419	110,606		3,143	365,670
	診療所事業	97,151			31,280	65,871
	病院事業	965,279				965,279
	その他保健衛生事業	809,168	12,572		14,321	782,275
	小計	5,440,582	1,838,246	0	78,573	3,523,763
合計		66,107,925	35,807,649	453,500	841,128	29,005,648
						うち地方消費税交付金(社会保障財源化分) 3,423,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日 総税都第2号)通知により、「引き上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務経費や事務職員等人件費には充てないようにする」とこととされていることから、一部の経費については、予算額(予算書の金額)と異なる。